

ビタミンM No.79

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2018年12月号)

<今月のトピックス>

- ・～働き方改革～
労働時間の客観的な把握について
- ・60歳以上の継続雇用者の社会保険について

～働き方改革～

労働時間の客観的な把握について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

働き方改革の一環として、労働安全衛生規則の一部改正により、労働時間の状況を客観的に把握するよう、義務づけられます。

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
【対象労働者】裁量労働制の適用者・管理監督者 **以外の者**

(改正後)

■2019年4月1日施行

- 健康管理の観点から、労働時間の状況が**客観的な方法その他適切な方法**で把握されるよう法律で義務づけ
【対象労働者】**すべての人**(裁量労働制の適用者・管理監督者も含む)

労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導(※)を確実に実施。

※「労働安全衛生法」に基づき、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務あり

客観的な把握とは？

労働時間の状況は、省令で定める方法により把握することになります。具体的には以下の通り。

- タイムカードによる記録
- パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録

また、2017年1月20日に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、上記の他にも原則的な方法として、以下も示しています。

- ICカードによる記録
- 使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録

60歳以上の継続雇用者の社会保険について



来月定年を迎える従業員がいます。引き続き健康保険・厚生年金に加入する働き方で再雇用する予定ですが、社会保険に関して何か手続は必要でしょうか？



①

はい、社会保険の「被保険者資格喪失届」及び「被保険者資格取得届」を同時に提出することで、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

通常の月額変更届では変動月から3ヶ月間の報酬をみて判断するため、変動から4か月後の標準報酬月額改定となりますので、この制度を利用して、すぐに改定してあげましょう。



②

対象者の要件はありますか？



③

はい、退職から1日も空くことなく同じ会社に再雇用される必要があります。

また、事業所の定年制の定めの有無による相違はなく、60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。

この取扱いについては、正社員に限定されるものではなく、パートタイマーやアルバイトでも厚生年金保険等の被保険者になっている方は対象となります。



④

なるほど、わかりました。そろそろ準備しておきたいと思いますが、必要な添付書類等がありますか？



⑤

添付書類として「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。「事業主の証明」は、退職日・再雇用日が記載されているもので、事業主印が押印されている必要があります。

また、喪失届に健康保険被保険者証を添付します。保険証が変わりますので、退職日以降は旧保険証は使用しないようご注意ください。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-13日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2018.11.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG